

法定協議会の設置について

本年7月1日に発足した任意の合併協議会である西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会は、本日の協議会を含めてこれまで4回の協議会が開催されました。この間、「合併の方式」については確認され、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」及び「新市建設計画の策定方針」については、法定協議会で小委員会を設置して協議することが確認されました。これにより、合併にかかる基本的協議項目の調整方針が示され、任意協議会の目的は達成されたと考えます。

合併特例法の期限内での合併を目標とすると、残された期間は少なく、このうちは、早い時期に法定協議会の設置をして、合併にかかる多くの事項の協議を本格的に開始することが必要と思われれます。